資料33

件名

「おひさまＢＵＮ・ＳＵＮメガソーラープロジェクト第○弾」に係る事業候補者が行う国の固定価格買取制度の太陽光発電設備の設備認定申請に必要な土地建物利権者による証明について

伺い）標記の件について、平成26年４月１日以降の固定価格買取制度の運用変更（(資料34)２（２）参照）により、事業候補者が「県有施設の屋根貸し太陽光発電事業に係る公募型プロポーザル募集要領３（２）ケ」に記載する国の設備認定を取得するために必要であるため、下記事業候補者へ証明書を発行してよいでしょうか。

　　御決裁の上は、第2案以下により施行してよいでしょうか。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

但し、証明は一時的なもの（資料35中参考資料１（２）注意事項を参照）。

認定後、270日以内に賃貸借契約締結の上、経産省へ提出しないと認定は失効する。

１　事業候補者

A社（住所）　代表者職氏名